



# りそな銀行アジアニュース

2016年3月14日  
りそな銀行 国際事業部

## 【バンコック駐在員事務所】

### 「国際地域統括本部(IHQ) に対する優遇措置」

昨年よりタイの国際地域統括本部(International Headquarters : IHQ)は従来の地域統括会社(ROH)の優遇措置を拡大することにより、タイでの IHQ 誘致の競争力を高めることを狙いとしています。今回の公表された勅令の要旨を以下に取りまとめました。

国際地域統括本部はタイ国内外における関連企業または支店に特定サービスを提供するため、タイの法律で設立された会社です。また、国際貿易センター(International Trading Center:ITC)業務を行うことも含めます。対象となる事業範囲は以下の通りです。

1. 一般事業管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション	7. 経済と投資の分析および研究
2. 製品の研究開発	8. 与信管理およびコントロール
3. 技術支援	9. 原材料および部品の調達(貿易に関連するサービス提供も含む)
4. マーケティング及び販売促進	10. 財務センター機能(Treasury Center)(為替管理法に基づく)
5. 地域における人事管理、トレーニング	11. 定めた他の支援サービス
6. 事業活動の各方面に関するアドバイス・助言	

## 【優遇を受ける為の条件及び BOI の優遇内容】

条件	BOI の優遇内容
1. 払込登録資本は1,000万バーツ以上なければならない。 2. 海外にある最低海外1カ国にある関連会社や支店を統括する。 3. タイ国内における受領者に対する一般管理費の最低額は年間1,500万バーツ。 *IHQ がいずれの会計年度において以上の条件を満たすことができなければ、該当の会計年度において駐在員の税的恩典を含み、企業の税的恩典を享受する資格を失うことになります。 *既存 ROH の投資奨励を受けている法人についても、IHQ の投資奨励へ切り替え可。	1. 外国人が過半数または全数の株式を保有することを認める。 2. 奨励事業に外国人技術者及び専門家の導入を許可する。 3. 外国人が土地所有を許可する。 4. 機械の輸入関税を免除する(研究開発・トレーニングに使用されるもの)。 5. 輸出入製品の原材料の輸入税を免除する。

項目	対象範囲	備考
I. 法人所得税を免税	・海外の関係会社から受ける所得 1.1 管理、技術支援、金融サービス 1.2 ロイヤルティー 1.3 配当金 1.4 海外の関係会社の株式の譲渡益 1.5 タイ国外での商品売買(いわゆる Out-Out の三国間貿易) 1.6 海外の法人に対する国際貿易関連サービス(商品の調達・保管等)	優遇税制措置を付与された事業年度から15事業年度
II. 法人所得税を10%課税	・タイ国内の関係会社から受ける所得 2.1 管理、技術支援、金融サービス 2.2 ロイヤルティー	
III. 源泉税を免税	・海外の法人が受ける所得 3.1 IHQ からの配当金(上記の IHQ の免税所得から支払われたもの) 3.2 IHQ からの一定の受取利息	
IV. 特定事業税を免税	4. 関係会社への貸付利息にかかる特定事業税免除	
V. 個人所得税を15%課税	5. IHQ の外国人社員(常勤)の個人所得税	

【出所:タイ歳入局・タイ投資促進委員会の資料、勅令 No.586】

国際事業部 (東京) 電話 03-6704-2723  
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。  
\* 禁無断転載